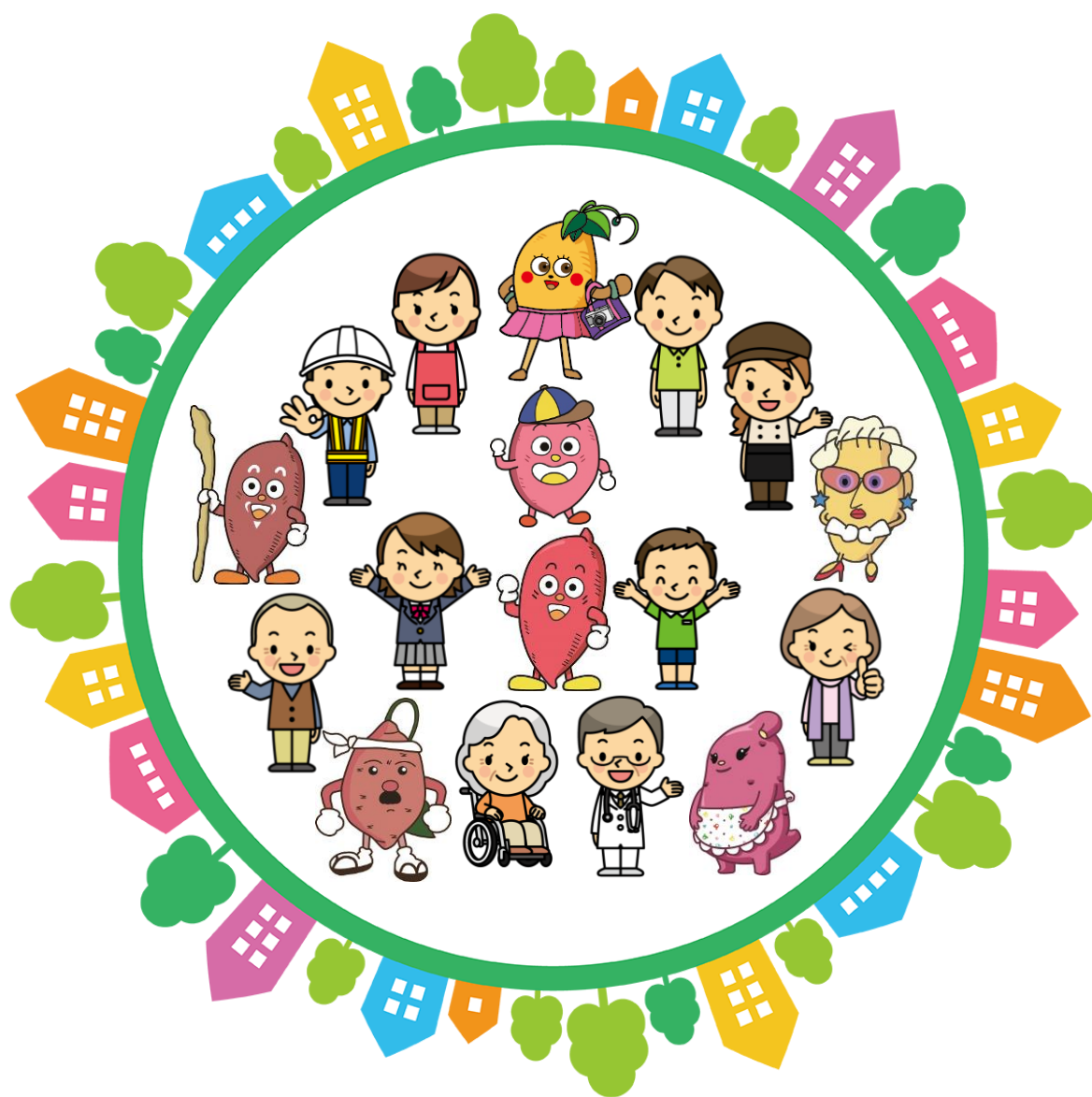


概要版

第4次東海村地域福祉計画

地域で支え合い笑顔でいきいき暮らせるまちを創る



～ ながよぐやっぺよ TOKAI ～

令和3年度～令和7年度
東海村

1 地域福祉とは

近年、経済格差の拡大や、少子高齢化の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、家族や地域とのつながりが弱くなってきています。そのため、東海村でも様々な課題を抱えた住民が増えていますが、今の福祉制度では解決できなかったり、行政や村社協、民生委員・児童委員などの努力では、きめ細かな対応をしていくのが難しいのが現状です。

また、東日本大震災を経験したことによる、地域の防災・減災体制づくりや、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策など、いざというときに支え合える仕組みを整えていくことも必要になってきています。

ほかにも、東海村は以前から住民による地域福祉活動が盛んでしたが、その活動の中にも様々な課題が出てきています。

ひとり暮らしは
色々不安があるな…



地域で集まれる
場所がほしいな…



買物や病院へ行くのを
手伝ってほしいな…



ボランティアや NPO の
活動に参加してみたいな…



災害時の助け合いや
近所のつながりは大切だね



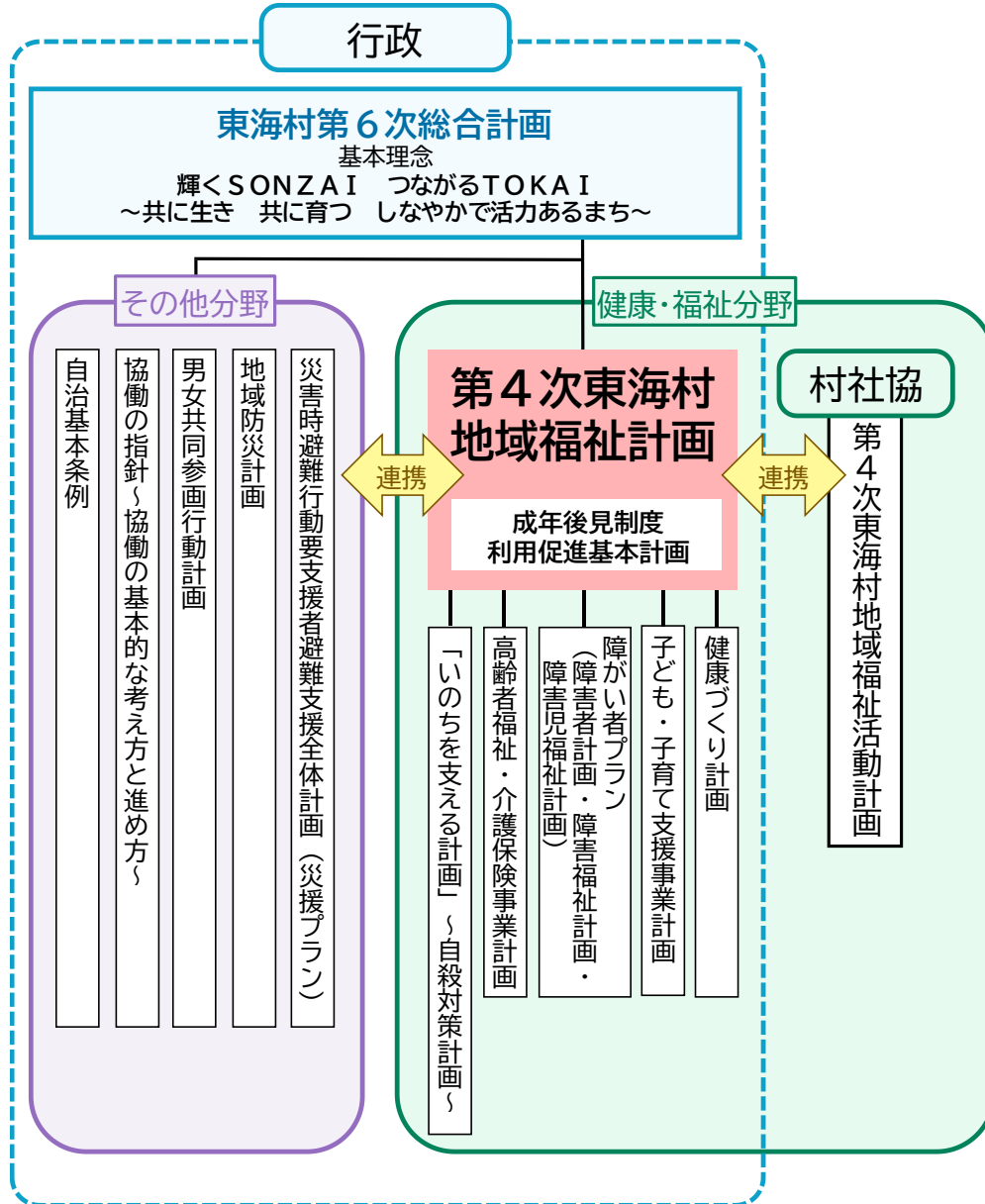
地域福祉とは、このような様々な地域の課題を解決し、全ての人が自分らしく安全で安心した生活を送ることができるよう、住民、地域福祉関係団体、福祉事業関係者、民間企業、村社協、行政が、連携・協働しながら、支え合いの関係をつくっていくことです。

また、そのための行政計画を「地域福祉計画」といいます。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定しています。東海村第6次総合計画の健康・福祉分野の施策を担う計画の一つであり、福祉分野の他計画(高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくり)を横断的につなぐ理念を示した、「道しるべ」とも言える計画です。

村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、地域福祉を推進する上での「車の両輪」のような関係です。



3 計画期間、策定・実施手法

地域福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化等に対応するため、令和5年度には計画の見直しを行います。

この計画は、地域住民、学識経験者、民生委員・児童委員、ボランティア団体会員、地区社会福祉協議会代表者及び村社会福祉協議会職員など、幅広い層の住民で構成された「地域福祉計画推進会議」の中で、何度も話し合いを重ね策定しました。

策定後も、定期的に計画の実績評価を行い、計画が適切に実行できたかチェックを行うことで、次の計画に反映できるようにしています。

4 基本理念

東海村が地域福祉を推進するために目指すべき基本理念を次のとおりとします。

地域で支え合い笑顔でいきいき暮らせるまちを創る
～ながよぐやっぺよTOKAI～

5 基本目標

基本理念を実現するため、「ひとづくり」「体制づくり」「安全・安心」「権利擁護」の4つの分野の基本目標を設定しました。これらの施策をしっかりと行っていくことで、東海村の地域福祉を推進します。

■基本目標 1

地域福祉を担うひとづくりを推進します

これまで地域福祉活動を支えてきた人たちの高齢化や、新たな担い手の減少による将来的な担い手不足の対策として、地域福祉の理念の啓発や情報提供を行い、地域の担い手を確保・育成を推進します。

(施策例)

- ・教育委員会や村社協、地域福祉関係団体の皆さんと一緒に、子どもへの地域福祉教育について考え、実施につなげていきます。
- ・村社協や地域福祉関係団体の皆さんと一緒に「地域福祉」をテーマにした講座・講演会・イベントを開催します。
- ・住民の皆さんと一緒に「地域福祉」をPRする活動を行います。



■基本目標 2

地域で支え合う体制（しくみ）づくりを推進します

高齢者、障がい者、生活困窮者など、複数のニーズのある人や家族に対して、総合的に支援する「重層的支援体制」を整備し、住民同士が支え合って課題解決できる体制づくりを進めていきます。

(施策例)

- ・生活に複合的な課題を持つ人や家族に対して、多様な支援機関と連携し、適切な支援を提供します。
- ・子どもや高齢者、障がい者等の活動の場、交流の場を確保し、居場所の多機能化を推進します。
- ・住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、小学校区単位での地域課題を把握し、解決策を検討します。
- ・個人情報取り扱い方について、地域福祉関係団体の方々や村社協職員と共に学びます。



■基本目標3

安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します

防災や防犯、支援が必要な人の見守りについて、行政が主体となって支援体制を整えるとともに、住民の自主的な活動を支援します。

住民のニーズに応じた交通サービスの充実や、緊急時の支援体制についての積極的な情報提供などを通じて、住民全員が安全・安心に暮らすことのできる地域をつくります。

(施策例)

- ・災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。
- ・地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。
- ・住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。
- ・地域の実情にあった交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。
- ・安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。



■基本目標4

すべての人々の権利擁護（アドボカシー）を推進します

子ども、女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどすべての住民に対する権利侵害を未然に防ぎ、権利侵害が発生した場合には迅速に解決できるよう支援します。

成年後見制度について、高齢者の増加に伴いニーズが高まっていることから、制度の利用促進を進めていきます。

(施策例)

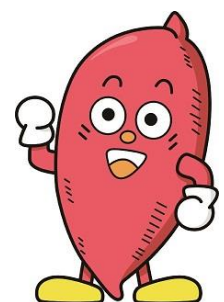
- ・すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。
- ・成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。

「成年後見制度利用促進基本計画」



各施策の実施にあたっては、住民の皆さんのご意見を伺いながら進めていきます。

また、ご要望をいただければ、「第4次東海村地域福祉計画」の詳細について、「出前講座」としてご説明させていただきます。



6

施策の体系

本計画では、次の施策体系に基づいて、計画を推進していきます。

基本理念

地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまちを創る
～ながよぐやっぺよ TOKAI～

基本目標

施策の方向性

1
地域福祉を担う
ひとづくりを
推進します

- 1-1. 地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくりま
す。
- 1-2. 効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動
への参加を促進します。
- 1-3. 住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。
- 1-4. 行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行
い、一人ひとりのスキルアップを図ります。

2
地域で支え合う
体制（しくみ）
づくりを推進します

- 2-1. 複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要
な支援を届けます。
- 2-2. 分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくりま
す。
- 2-3. 個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用しま
す。
- 2-4. 地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。

3
安全・安心に
暮らせる地域づくりを
推進します

- 3-1. 災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援
を推進します。
- 3-2. 地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。
- 3-3. 住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を
推進します。
- 3-4. 地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。
- 3-5. 安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。

4
すべての人々の
権利擁護
(アドボカシー)
を推進します

- 4-1. すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向け
た支援を行います。
- 4-2. 成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します。
「成年後見制度利用促進基本計画」

7

具体的な施策例

- 1-1-1. 教育委員会、村社協、住民との連携により、子ども（小・中・高校生）に対する地域福祉教育を実施します。
- 1-1-2. コミュニティ・スクールを基点に、子どもやその親をはじめとした住民の地域活動への意識向上を図ります。
- 1-1-3. 村社協や小地域福祉関係団体と連携し、地域福祉に関する講座や講演会、イベントを開催します。
- 1-1-4. 認知症サポーターやゲートキーパー等を養成するための講座や研修を実施します。
- 1-1-5. 講座等の受講後にアンケートを実施し、地域福祉に関する理解や関心の変化を調査します。
- 1-2-1. 住民や各福祉分野の団体と情報交換を行い、地域の課題を共有します。
- 1-2-2. ホームページやSNS等を活用した地域福祉活動やボランティアに関する情報発信、参加申込の仕組みなどを分かりやすいものにし、より参加しやすくします。
- 1-3-1. 地域福祉の専門家である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根差した小地域福祉活動支援を支援します。
- 1-3-2. 小地域福祉活動の活性化を図るため、施設整備や活動資金に対する補助を実施します。
- 1-3-3. 住民同士の日常的な支え合いを促すため、生活支援ボランティアの普及を行います。
- 1-4-1. 新規採用職員に対する福祉分野の基礎研修を実施します。
- 1-4-2. 重層的支援体制の整備等、庁内連携が重要な福祉施策について職員研修を実施します。
- 1-4-3. 職員が地域との協働の重要性を実感できるよう、住民主体の地域活動の現場に職員を派遣します。

- 2-1-1. 生活に複合的な課題をもつ個人や家族に対し、多様な支援機関との調整を行い適切な支援を提供します。
- 2-1-2. 母子保健、子育て支援、教育、高齢者支援、障がい者支援等、各分野の相談員や支援員等が、異なる分野の生活課題の相談を受けたり発見したりした場合には適切な機関につなぎます。
- 2-2-1. 子どもや高齢者、障がい者等の活動の場、交流の場等を確保するとともに、居場所の多機能化を推進します。
- 2-3-1. 民生委員・児童委員や自治会、地区社協、NPO法人、村社協等から収集した個人情報の管理及び活用方法について検討します。
- 2-3-2. 個人情報の取扱いについて、住民、民生委員・児童委員、地区社協、村社協職員及び行政職員向けの研修や啓発を行います。
- 2-4-1. 住民や民生委員・児童委員、地区社協等の協力を得ながら、小学校区単位での地域課題を把握し、解決策を検討します。

- 3-1-1. 行政職員の災害発生時における実践能力の育成と、住民や事業者の適切な避難行動に対する知識の向上を図ります。
- 3-1-2. 災害発生時における応急対策・復旧に必要な物資の備蓄、住民の生活を支援する物資の備蓄を行います。
- 3-1-3. 避難行動要支援者の情報整備と地域の支援者との情報共有及び支援体制づくりを進めます。
- 3-1-4. 住民主体の防災組織の整備と活動強化を支援します。
- 3-2-1. 行政や関係機関、住民等と連携し、保護が必要な子どもや支援が必要な高齢者、障がい者等の課題解決に向けて協議します。
- 3-2-2. 住民による子どもや高齢者、障がい者等の見守り活動や、自主的な防犯活動を支援します。
- 3-3-1. 住民主体の地域活動（見守り活動や健康づくり等）における感染症対策を支援します。
- 3-3-2. 災害発生時等における避難所運営等の際の、感染症対策を徹底します。
- 3-4-1. 公共交通、民間移送サービス、福祉サービス事業者等による交通サービスの充実を図り、移動が困難な住民を支援します。
- 3-4-2. 地域の実情に合った交通サービスの実施に向け、定期的に住民ニーズの実態把握を行います。
- 3-5-1. 緊急時の支援や日常的な見守り支援を住民が身近に利用できるように、情報発信を強化します。

- 4-1-1. 子どもや女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等の権利擁護についての普及啓発を行います。
- 4-1-2. すべての住民に対し、虐待の未然防止と重症化防止を図ります。
- 4-1-3. 住民や支援機関等と連携し、権利侵害を感じた人が相談しやすい地域づくりを推進します。
- 4-1-4. 福祉サービスの利用者（子ども、高齢者、障がい者等）を継続的に権利侵害から保護するため、福祉サービス事業所等への定期的な実地指導を行います。
- 4-2-1. 権利擁護支援のための中心的な役割を担う中核機関を設置し、運用します。
- 4-2-2. 成年後見制度利用支援事業の普及啓発を推進します。
- 4-2-3. 積極的な相談支援の継続により、相談対応力の強化を図ります。
- 4-2-4. 後見人の育成や活動支援、チーム支援の提供等により、成年後見制度の利用を促進します。
- 4-2-5. チームによる支援が円滑に行われるよう、専門家の知見を活用します。

8 計画の実現のために

(1) 計画の内容を公開し、周知徹底に努めます

住民一人ひとりが地域における支え合いやふれ合いの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるよう、広報「とうかい」やホームページで計画内容を公表するとともに、計画内容を啓発冊子にまとめた概要版(本紙)を作成し、地域福祉関係者へ配布します。また、各種行事や活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、住民への周知徹底に努めます。

(2) 住民の皆さんや関係機関と共に計画を実行します

地域福祉の施策は、福祉部内のみならず、庁内の様々な部署に関わってくるものばかりです。そのため、福祉総務課地域福祉推進担当が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体とも連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

(3) 計画の進行管理を随時具体的に行います

計画の進捗管理にあたっては、計画の実現に向けて「地域福祉計画推進会議」の中で進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

| 評価 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度評価 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 中間評価 | | | ● | | |
| 総合評価 | | | | | ● |

第4次東海村地域福祉計画 【概要版】

発行 東海村福祉部福祉総務課地域福祉推進担当
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
電話 029-282-1711 (代)
<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp>

発行日 令和3年3月

